



栃木県公報

平成30(2018)年
7月6日(金)
号 外
第 37 号

目 次

規 則

○栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第三十五号

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年栃木県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掛金の減免)</p> <p>第五条の二 略</p> <p>2 知事は、前項の掛金の減免申請書の提出を受けて掛金の減免を承認したときは、掛金減免承認通知書（様式第八号の三）を交付し、掛金の減免を承認しなかつたときは、掛金減免不承認通知書（様式第八号の四）を交付する。</p> <p>3 掛金の減免を受けている者は、その減免を受けることとなつた事由が消滅したときは掛金減免事由消滅届書（様式第八号の五）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(掛金の減免)</p> <p>第五条の二 略</p> <p>2 知事は、前項の掛金の減免申請書の提出を受けた場合において掛金の減免を承認したとき、又は承認しなかつたときは、掛金減免承認（不承認）通知書（様式第八号の三）を申請者に交付する。</p> <p>3 掛金の減免を受けている者は、その減免を受けることとなつた事由が消滅したときは掛金減免事由消滅届書（様式第八号の四）を知事に提出しなければならない。</p>

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第4条関係)

加入等不承認通知書

年 月 日

(加入申込者)

様

栃木県知事



年 月 日付けで申込みのあつた栃木県心身障害者扶養共済制度への加入は、次の理由に口数追加

より承認しないことに決定しましたので通知します。

(理由)

教示 この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号の3 (第5条の2関係)

加入番号	
------	--

掛金減免承認通知書

年 月 日

(加入者)

様

栃木県知事



年 月 日付けで申請のあつた掛金の減免については、次により承認することに決定しましたので通知します。

掛 金 の 額	円
減 免 す る 額	円
加入者が納入する掛金の額	円
減 免 す る 期 間	年 月 から 年 月 まで

様式第八号の四を様式第八号の五とし、様式第八号の三の次に次の一様式を加える。
様式第8号の4 (第5条の2関係)

加入番号	
------	--

掛金減免不承認通知書

年 月 日

(加入者)

様

栃木県知事



年 月 日付けで申請のあつた掛金の減免については、次の理由により承認しないことに決定しましたので通知します。

(理由)

教示 この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

栃木県心身障害者扶養共済条例
様式第14号(第6条関係)

年金給付請求却下通知書

年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のあつた栃木県心身障害者扶養共済条例第7条の規定による年金給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

加 入 番 号		死亡し、又は重度障害の状態となつた加入者の氏名	
心 身 障 害 者 の 氏 名		年 金 管 理 者 の 氏 名	
理 由			

教示 この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号 (第8条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

栃木県知事



栃木県心身障害者扶養共済条例第7条の規定により支給されている年金は、次のとおり支給を停止することに決定しましたので通知します。

追つて、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、その旨をお届けください。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月 から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

教示 この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

栃木県心身障害者扶養共済条例第13条の規定による
様式第20号(第9条関係)

加入番号	
------	--

弔慰金給付請求却下通知書

年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のあつた栃木県心身障害者扶養共済条例第13条の規定による弔慰金給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

理 由

教示 この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(通称) 栃木県